

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	平成29年11月16日 第16号
件名	受動喫煙防止対策に関する要望提出に関する請願
請願者	文京区湯島3-38-3 まつばビル2F 東京都社交飲食業生活衛生同業組合 常務理事 中野文博
紹介議員	市村 やすとし 岡崎 義 顕
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	厚生委員会

請願理由

受動喫煙防止対策について、東京都が現在条例化に向けて（平成29年9月8日に公表された「東京都受動喫煙防止条例（仮称）の基本的な考え方」に記載されている内容にて）検討が進められていると承知しております。どのような議論を経てこの内容になったのかという疑問の声や、今後どうなるかわからないので大変不安であるとの声が、組合員からあがっております。

受動喫煙を防止する対策を講じることは非常に大切だと考えております。一例ですが、店頭にて喫煙環境をお客様にお知らせするステッカーを掲示することで、事業者は飲食店内の喫煙環境を選択できる自由が担保されます。一方、お客様も喫煙環境を入店前に知ること、特に非喫煙者の方は未然に望まない受動喫煙を防ぐことができます。事業者側に店頭表示を徹底することは今すぐにでもできる対策であり、多くの方の共感が得られる施策と言えます。

今のまま飲食施設の喫煙環境を一律に厳しく制限する条例が制定されると、私どもの飲食施設の性質上、多くの喫煙者のお客様に見放されてしまいます。売上が減少し、経営が難しくなると廃業せざるを得ません。このような状況に陥らないためにも、また一方的な条例化議論にならないためにも、事業者・区民の意見をぜひお聞き入れくださいますよう、文京区議会から東京都に対して以下の事項を要望してください。

請願事項

- 1 受動喫煙防止条例（案）について、都民や条例（案）で明記されている各種事業者の声にきちんと耳を傾け、その意見も十分に踏まえて慎重に検討を行うこと。
- 2 受動喫煙防止条例（案）については、国の動向を踏まえたうえで慎重に検討を行うこと。